

丸岡高校・頭髪服装規定

生徒心得より抜粋

5 容儀

『服装・頭髪に関する規定』

服装・頭髪は、その人の品性を表すものです。華美に流れず、清潔で端正でなければなりません。常日頃から、進学や就職のための試験や面接の場にふさわしい状態にしておくこと。

(1) 制服

- ・令和4年4月採用の制服を着用する生徒は、学校指定のブレザー・スラックス・スカートおよびネクタイ・リボンを自由に組み合わせて着用すること。
- ・常日頃から進学や就職のための試験や面接の場にふさわしい状態にしておくこと。みだりに流行を追って、学校指定の制服その他を改造変形してはなりません。

※更衣の時期は、原則として、6月1日、10月1日とするが、状況によりその前後で許可をすることがあります。

※教室での授業中、体育時の服装は認めません。体育が終わり次第速やかに更衣すること。

(2) 靴および靴下

- ・通学時は、華美でない靴・スニーカーを履くこと。
- ・靴下は無地をベースとして華美でないものとし、黒・紺またはベージュのストッキングやタイツの着用を認めます。

(3) 校舎内での履き物

校舎内では、学校指定の内ズック、またはスリッパを用い、外ズックと区別する。また、ズックの踵は踏まないこと。

(4) 防寒具

気候に応じて、通学時に防寒具の着用を認めます。色は黒・紺・グレー・ベージュ・白で無地のものとし、原則、校舎内では防寒具を着用してはいけない。ただし、女子のみ、黒・紺のカーディガンは、校舎内でも着用を許可する。(11月～3月)

(5) 身だしなみ

- ・頭髪については、男女ともパーマ・カール・セット・極端なカットは許可しません。また、染色、脱色等の加工も一切禁止です。
- ・化粧・マニキュアおよびピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト等のアクセサリーは禁止します。

(6) 異装許可

やむを得ない事情で以上の規定に反する服装・頭髪をする場合は、生徒支援部で許可を得ること。